

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

住民基本台帳の一部の写しを閲覧するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 閲覧により知り得た事項は、閲覧目的以外には使用いたしません。
- 2 閲覧により入手した資料について、対象となった住民のプライバシー等を守り、その管理は厳重に行い使用後は責任を持って焼却等により処分します。
- 3 閲覧により知り得た事項の使用状況及び処分状況について、貴市より請求があれば直ちに報告いたします。
- 4 転記した用紙及び閲覧により知り得た事項の使用状況並びに保管破棄状況については、係る調査終了後、直ちに貴市に報告します。なお、貴市から閲覧に際して転記した用紙の使用及び廃棄状況等の報告を求められたとき、また、閲覧に係る調査等の結果資料の提出を求められたときは、速やかに応じるものとします。
- 5 閲覧にあたっては、注意事項を厳守し、貴市職員の指示に従います。
- 6 上記に反する行為によりされた処分について、異議は申しません。

申請者・請求者	名 称 又 は 氏 名	
	所 在 地 又 は 住 所	
	代 表 者 職 ・ 氏 名	
活 動 責 任 者 又は事務責任者	住 所 (又は所属・役職名)	
	氏 名	
閱 覧 者	住 所	
	① 氏 名	
	住 所	
	② 氏 名	

〔罰則規定〕

- ※ 住民基本台帳法により、偽りその他不正の手段により、法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第7項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、30万円以下の過料に処せられます。(法51条)
- ※ 個人情報の保護に関する法律により、個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として主務大臣は勧告及び命令等の処置をとることができ、命令に従わなかった場合には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。